

化学物質に関する附属書

A . 化学物質の表のための指針

表 1 のための指針

1 . ある毒性化学物質又は前駆物質を表 1 に掲げるべきであるか否かを検討するに当たっては、次の基準を考慮する。

( a ) これらの物質が第 2 条に定義する化学兵器として開発され、生産され、貯蔵され又は使用されたことがあるか否か。

( b ) ( a ) の基準に該当しない場合において、これらの物質が次の 1 又は 2 以上の条件を満たすことによりこの条約によって禁止されている活動に使用される可能性が高いため、この条約の趣旨及び目的に対し高度の危険をもたらすものであるか否か。

( ) これらの物質が表 1 に掲げる他の毒性化学物質の化学構造と密接に関係する化学構造を有しているため、当該毒性化学物質と同等の特性を有すること又は有することが予想されること。

( ) これらの物質が、当該物質を化学兵器として使用することを可能とする致死の又は機能を著しく害する毒性その他の特性を有すること。

( ) これらの物質が表 1 に掲げる毒性化学物質の生産における技術の単一の最終段階において前駆物質として使用されるものであること ( 当該最終段階が施設内、弾薬内その他のいかなる場所において生ずるものであるかを問わない。 ) 。

( c ) これらの物質がこの条約によって禁止されていない目的のために使用されることがほとんど又は全くないか否か。

表 2 のための指針

2 . 表 1 に掲げていない毒性化学物質又は表 1 若しくは表 2 A に掲げる化学物質の前駆物質を表 2 に掲げるべきであるか否かを検討するに当たっては、次の基準を考慮する。

( a ) これらの物質が、当該物質を化学兵器として使用することを可能とし得る致死の又は機能を著しく害する毒性その他の特性を有するため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

( b ) これらの物質が表 1 又は表 2 A に掲げる化学物質の生成の最終段階における化学反応の 1 において前駆物質として使用されるものであるか否か。

( c ) これらの物質が表 1 又は表 2 A に掲げる化学物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か。

(d)これらの物質がこの条約によって禁止されていない目的のために商業上多量に生産されるものでないか否か。

### 表 3 のための指針

3. 表 1 及び表 2 に掲げていない毒性化学物質又は前駆物質を表 3 に掲げるべきであるか否かを検討するに当たっては、次の基準を考慮する。

(a)これらの物質が化学兵器として生産され、貯蔵され又は使用されたことがあるか否か。

(b)(a)の基準に該当しない場合において、これらの物質が、当該物質を化学兵器として使用することを可能とする可能性がある致死の又は機能を著しく害する毒性その他の特性を有するため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(c)これらの物質が表 1 又は表 2 B に掲げる 1 又は 2 以上の化学物質の生産において重要であるため、この条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か。

(d)これらの物質がこの条約によって禁止されていない目的のために商業上多量に生産されるものであるか否か。

### B. 化学物質の表

次の表には、毒性化学物質及びその前駆物質を掲げる。この条約の実施上、これらの表は、検証附属書に従って検証措置を実施するために化学物質を特定する。これらの表は、第 2 条 1 (a) に規定する化学兵器の定義を構成するものではない。

(括弧内にアルキル基を掲げるジアルキル化合物類については、その括弧内のアルキル基の可能なすべての組合せにより考えられる可能なすべての化学物質は、明示的に除外されない限り、それぞれの表に掲げられたものとみなす。表 2 A において ( \* ) が付されている化学物質については、検証附属書第 7 部の規定に従って申告及び検証のための特別な基準の対象とする。)

#### 表 1

(CAS 登録番号)

##### A. 毒性化学物質

(1) O - アルキル (炭素数 10 以下のもの。シクロアルキルを含む。)  
= アルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホスホノフルオリダート類

例えば, サリン O - イソプロピル = メチルホスホノフルオリダート (107-44-8)  
ソマン O - ピナコリル = メチルホスホノフルオリダート (96-64-0)

(2) O - アルキル (炭素数 10 以下のもの。シクロアルキルを含む。)  
= N · N - ジアルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホスホルアミドシアニダート類

例えば, タブン O - エチル = N · N - ジメチルホスホルアミドシアニダート

- (3) O - アルキル (水素又は炭素数 10 以下のもの。シクロアルキルを含む。)  
 = S - 2 - ジアルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル)  
 アミノエチル = アルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル)  
 ) ホスホノチオラート類及びこれらのアルキル化塩類又はプロトン化塩類

例えば, V X O - エチル = S - 2 - ジイソプロピルアミノエチル = メチルホス  
 ホノチオラート (50782-69-9)

(4) 硫黄マスタード類

2 - クロロエチルクロロメチルスルフィド (2625-76-5)  
 マスタードガス ビス (2 - クロロエチル) スルフィド (505-60-2)  
 ビス (2 - クロロエチルチオ) メタン (63869-13-6)  
 セスキマスタード 1・2 ビス (2 - クロロエチルチオ) エタン (3563-36-8)  
 1・3 ビス (2 - クロロエチルチオ) ノルマルプロパン (63905-10-2)  
 1・4 ビス (2 - クロロエチルチオ) ノルマルブタン (142868-93-7)  
 1・5 - ビス (2 - クロロエチルチオ) ノルマルペンタン (142868-94-8)  
 ビス (2 - クロロエチルチオメチル) エーテル (63918-90-1)  
 O - マスタード ビス (2 - クロロエチルチオエチル) エーテル (63918-89-8)

(5) ルイサイト類

ルイサイト 1 2 - クロロビニルジクロロアルシン (541-25-3)  
 ルイサイト 2 ビス (2 - クロロビニル) クロロアルシン (40334-69-8)  
 ルイサイト 3 トリス (2 - クロロビニル) アルシン (40334-70-1)

(6) 窒素マスタード類

HN 1 ビス (2 - クロロエチル) エチルアミン (538-07-8)  
 HN 2 ビス (2 - クロロエチル) メチルアミン (51-75-2)  
 HN 3 トリス (2 - クロロエチル) アミン (555-77-1)

(7) サキシトキシシン (35523-89-8)

(8) リシン (9009-86-3)

B . 前駆物質

- (9) アルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホスホニル  
 ジフルオリド類

例えば, D F メチルホスホニルジフルオリド (676-99-3)

- (10) O - アルキル (水素又は炭素数 10 以下のもの。シクロアルキルを含む。)  
 = O - 2 - ジアルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル)  
 アミノエチル = アルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソ  
 プロピル) ホスホニット類及びこれらのアルキル化塩類又はプロトン化塩類

例えば, Q L O - エチル = O - 2 - ジイソプロピルアミノエチル = メチルホ  
 スホニット (57856-11-8)

(11) クロロサリン O - イソプロピル = メチルホスホノクロリダート (1445-76-7)

(12) クロロソマン O - ピナコリル = メチルホスホノクロリダート (7040-57-5)

表 2

A . 毒性化学物質

(1) アミトン O・O - ジエチル = S - [ 2 - (ジエチルアミノ) エチル ] ホスホ  
チオラート及びそのアルキル化塩類又はプロトン化塩類 (78-53-5)

(2) P F I B 1・1・3・3・3 - ペンタフルオロ - 2 - (トリフルオロメチル)  
- 1 - プロペン (382-21-8)

(3) B Z 3 - キヌクリジニル = ベンジラート ( \* ) (6581-06-2)

B . 前駆物質

(4) 1 のメチル, エチル又はプロピル ( ノルマル又はイソ ) と結合しているが, その  
結合以外に炭素原子とは結合していないりん原子を含有する化学物質 ( 表 1 に掲  
げる物質を除く。 )

例えば, メチルホスホニルジクロリド (676-97-1)  
ジメチル = メチルホスホナート (756-79-6)

ただし, 次のものを除く。

ホノホス O - エチル = S - フェニル = エチルホスホノチオロチオナート  
(944-22-9)

(5) N・N - ジアルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホ  
スホルアミディック = ジハリド類

(6) ジアルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル) = N・N -  
ジアルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホスホルア  
ミダート類

(7) 三塩化<sup>ひ</sup>砒素 (7784-34-1)

(8) 2・2 - ジフェニル - 2 - ヒドロキシ酢酸 (76-93-7)

(9) キヌクリジン - 3 - オール (1619-34-7)

(10) N・N - ジアルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル)  
アミノエチル - 2 - クロリド類及びこれらのプロトン化塩類

- (1 1) N・N - ジアルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル) アミノエタン - 2 - オール類及びこれらのプロトン化塩類
- ただし, 次に掲げるものを除く。  
 N・N - ジメチルアミノエタノール及びそのプロトン化塩類 (108-01-0)  
 N・N - ジエチルアミノエタノール及びそのプロトン化塩類 (100-37-8)
- (1 2) N・N - ジアルキル (メチル, エチル, ノルマルプロピル又はイソプロピル) アミノエタン - 2 - チオール類及びこれらのプロトン化塩類
- (1 3) チオジグリコール ビス (2 - ヒドロキシエチル) スルフィド (111-48-8)
- (1 4) ピナコリルアルコール 3・3 - ジメチルブタン - 2 - オール (464-07-3)

表 3

A . 毒性化学物質

- (1) ホスゲン 二塩化カルボニル (75-44-5)
- (2) 塩化シアン (506-77-4)
- (3) シアン化水素 (74-90-8)
- (4) クロロピクリン トリクロロニトロメタン (76-06-2)

B . 前駆物質

- (5) オキシ塩化リン (10025-87-3)
- (6) 三塩化リン (7719-12-2)
- (7) 五塩化リン (10026-13-8)
- (8) 亜リン酸トリメチル (121-45-9)
- (9) 亜リン酸トリエチル (122-52-1)
- (1 0) 亜リン酸ジメチル (868-85-9)
- (1 1) 亜リン酸ジエチル (762-04-9)
- (1 2) 一塩化硫黄 (10025-67-9)
- (1 3) 二塩化硫黄 (10545-99-0)
- (1 4) 塩化チオニル (7719-09-7)
- (1 5) エチルジエタノールアミン (139-87-7)
- (1 6) メチルジエタノールアミン (105-59-9)
- (1 7) トリエタノールアミン (102-71-6)